第13回

少年事件Q&A

【テーマ】 ぐ犯少年の付添人となった。どんな点に留意すればよいか。

【解 説】

●定 義

ぐ犯少年とは「次に掲げる事由があって，その性格又は環境に照らして，将来，罪を犯し，又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年
イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。
ロ 正当な理由がなく家庭に寄りつかないこと。
ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し，又はいかがわしい場所に出入りすること。
ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。」のことである（少年法3条1項3号）。

例えば，家出して家に寄りつかない少年（イ，ロ）や，援助交際を繰り返すなどして性的逸脱行為のある少年（ハ，ニ）がその対象である。

罪を犯したわけではなく，将来罪を犯すおそれがあるだけで少年審判の対象とし，保護処分の対象とするぐ犯少年が定められていることは，少年法の福祉的な趣旨をあらわすものである。この趣旨を反映して，ぐ犯少年は，要保護性の高い少年が多い。

家庭裁判所送致後は，犯罪少年と同じ手続で観護措置も取られるし，少年院送致になることもある。もっとも，罪を犯したわけではないので，検察官送致（逆送）になることはない。

●活 動

このように，要保護性が高い少年が多いことから，付添人の活動も要保護性の解消のためにどう動くか，すなわち環境調整を行なうことが主となろう（環境調整については，LIBRA2004年5月号37頁参照）が，同時に，少年が罪を犯したわけでもないのに，保護の名のもとに少年の自由を束縛する危険もあるため，付添人としては，法的観点から3条1項各号のぐ犯事由が存在するか否かも検討しなければならない。

ぐ犯少年は，家庭環境が劣悪な場合が多い。家庭がないということもざらである。付添人は，まず第一に信頼できるおとなとして，少年の前に現れなければならない。信頼関係をきちんと作り上げ，少年の思いを引き出すことに留意する。また，ぐ犯には犯罪事実とされているものがないだけに，何をもってぐ犯事由とされているのかを，時間をかけて聞き取ってほしい。

例えば，家出を繰り返す少年に，事情を詳しく聞き取ったところ，親からの激しい虐待が発覚したことや，援助交際を続ける少年の成長過程に親からの性的虐待があったことが判明した場合もある。

これらの事実がわかった場合は，通常の少年事件以上に調査官と連絡を密接に取り，協力して少年の保護環境を整える。

●環境に負けない力を

繰り返すが，ぐ犯少年は罪を犯していない。にもかかわらず少年院に送られることもある。受け入れ先がないから少年院という安易な判断に流れることのないよう，調査官と知恵をしぼってほしい。しかし，それでも，この子を保護するために，保護する環境として少年院以上の場所がないこともある。社会の無力さに付添人自身やりきれない思いを感じることもある。しかし，「何も悪いことをしていないのになぜ」という思いは，少年自身が一番強く持っている。付添人は，少年が審判を通じて自分の有り様を見つめ直し，環境に負けない力を培うためのきっかけをつくることができるよう，人生を前向きに捉えるような働きかけをしてほしい。

（子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員
西田 美樹）